

Q. 仲介貿易とはどんな取引ですか？具体的な例を挙げて、説明してください。

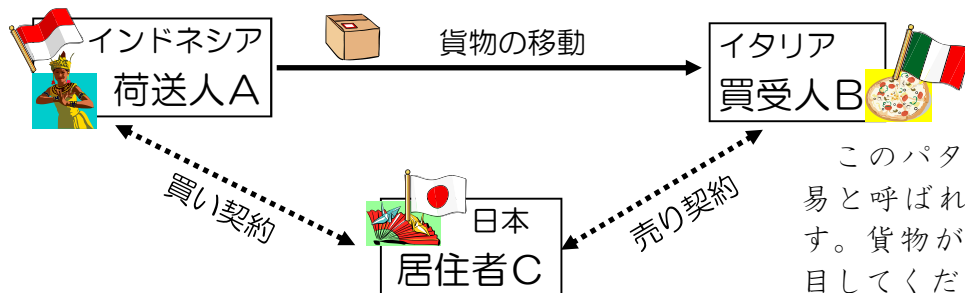
A. わが国の外為法*では「本邦にある居住者*が、外国相互間の貨物の移動を伴う売買契約の当事者（仲介者）となっていくる売買取引である」と定義しています。

例えば、日本の会社が東南アジアの製品をヨーロッパへ輸出する、といったような取引をいい、貨物現物は日本を通らず海外の輸出国から直接輸入国へ送られるのが、この取引の特徴です。

具体的な取引例を挙げて説明していきましょう。

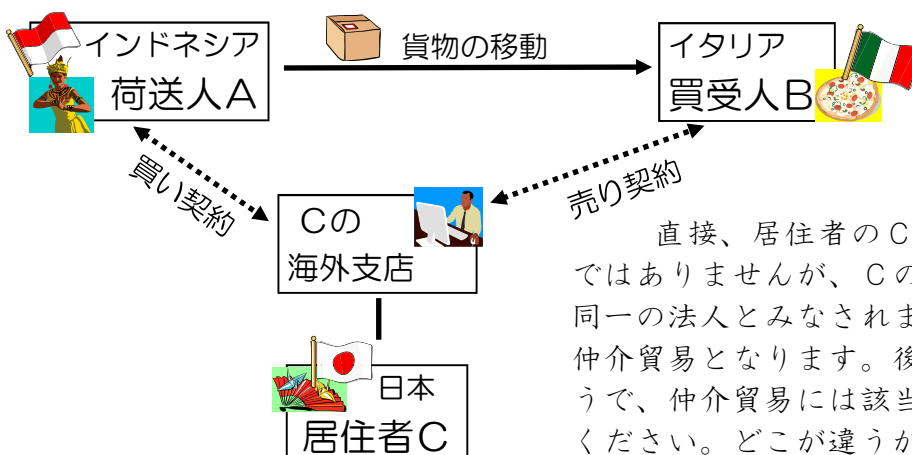
仲介貿易による取引のパターン1

日本国内の企業が「売り契約」「買い契約」双方の当事者となる場合



仲介貿易による取引のパターン2

日本企業の海外支店が「売り契約」「買い契約」双方の当事者となる場合



*は4ページに解説があります。

仲介貿易による取引のパターン3

大きなプラント輸出*の場合

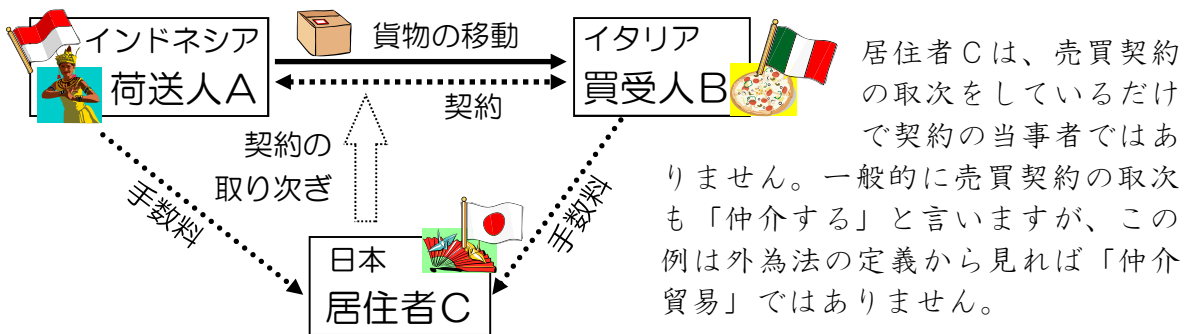


- ① わが国からのプラント輸出のケースで、プラントの一部機材については第三国インドネシアから購入し、それをプラント輸出先イタリアへ輸送する場合。インドネシアへの代金支払は居住者が行うが、受取はイタリアからプラント輸出代金に含めて回収する。
- ② このパターンは、これ以外にも海外工事請負の場合も発生します。

次に、仲介貿易のようで、仲介貿易には該当しない例を見ていきましょう。

仲介貿易のようで、仲介貿易には該当しない例1

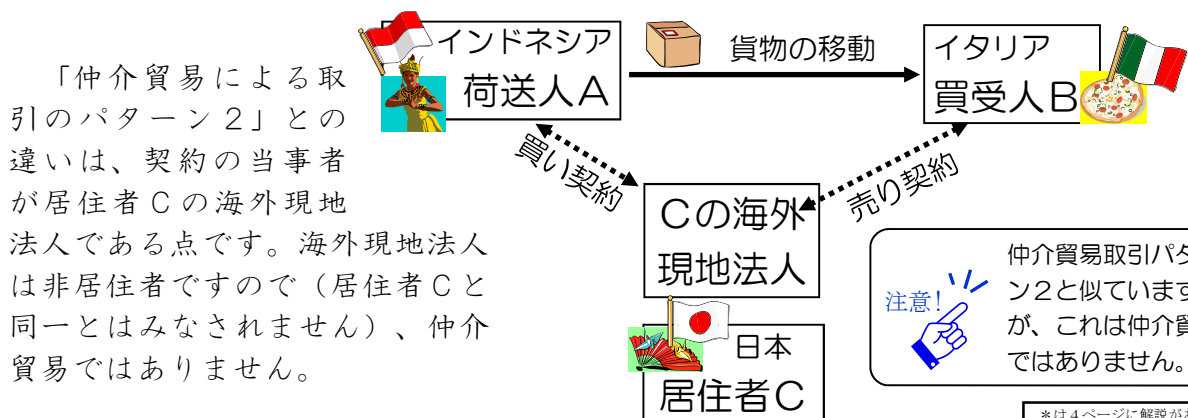
日本国内の企業が外国間の売買の契約を取り次ぐ場合



居住者Cは、売買契約の取次をしているだけで契約の当事者ではありません。一般的に売買契約の取次も「仲介する」と言いますが、この例は外為法の定義から見れば「仲介貿易」ではありません。

仲介貿易のようで、仲介貿易には該当しない例2

日本企業の海外現地法人が「売り契約」「買い契約」双方の当事者となる場合



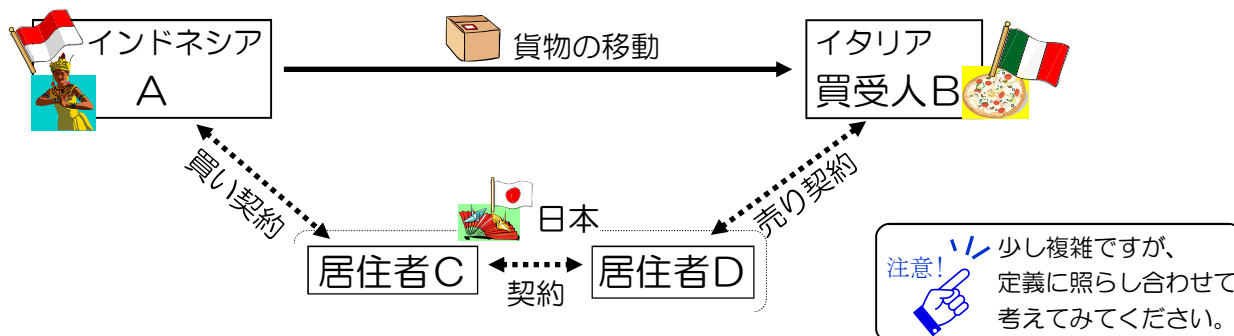
「仲介貿易による取引のパターン2」との違いは、契約の当事者が居住者Cの海外現地法人である点です。海外現地法人は非居住者ですので（居住者Cと同一とはみなされません）、仲介貿易ではありません。

注意! 仲介貿易取引パターン2と似ていますが、これは仲介貿易ではありません。

*は4ページに解説があります。

仲介貿易のようで、仲介貿易には該当しない例 3

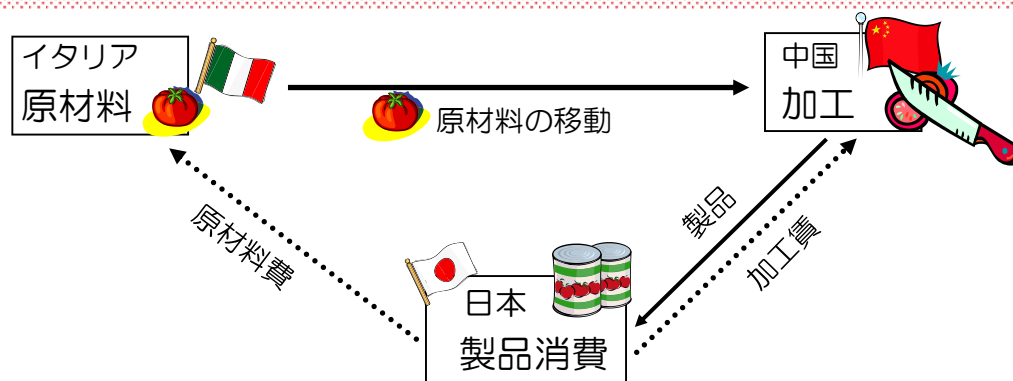
日本国内の企業が行う「売り契約」「買い契約」のうち一方の相手方が日本国内企業である場合



この例は、例えば居住者CがインドネシアのAからモノを購入し、居住者Dに販売する場合で、図では居住者Dは別途、Cから購入したモノを、イタリアのBに売る契約をしています。貨物がAからBに直接移動しているため、非常に複雑に見えますが、よくあるパターンです。

仲介貿易のようで、仲介貿易には該当しない例 4

外国調達原材料を第三国で加工後に輸入する場合



イタリアで購入した原材料を中国に送り、加工のうえ製品にして日本へ輸入します。イタリアへは原材料費を、また中国へは加工賃を支払います。

経済産業省の解釈により、この取引は輸入を目的としていることから、仲介貿易ではなく、全体が輸入取引として取り扱われることになります。したがって、イタリアへ支払われる原材料の代金も、中国への加工賃も、輸入貨物代金とされます。

今回は、具体例を通じて仲介貿易や仲介貿易ではない例を見てきましたが、この判断は、外為法上の規制を考える場合、重要になってきます。

次回は、仲介貿易取引規制について解説をします。

*は4ページに解説があります。

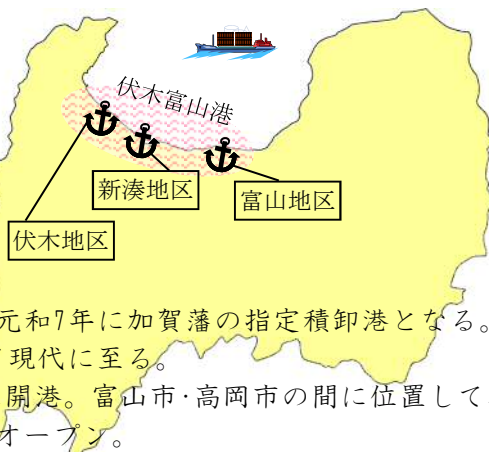
一コラム③ 伏木富山港一

日本海沿岸のほぼ中央に位置して、伏木地区(旧伏木港)、富山地区(旧富山港)、新湊地区(富山新港)により形成される。

伏木地区(旧伏木港)：小矢部川河口に発達。大正10年に第2種重要港湾に指定。1951年富山港と統合、重要港湾に指定。1989年伏木外港建設に着手、1999年には開港100周年を迎えた。

富山地区(旧富山港)：神通川河口に発達。約370年前・元和7年に加賀藩の指定積卸港となる。大正11年に港の修築工事が行われ、現在は近代港湾として現代に至る。

新湊地区(富山新港)：昭和36年に着手、昭和43年4月に開港。富山市・高岡市の上に位置して、放生津潟を利用した掘込港湾。平成4年に海王丸パークがオープン。



用 語 解 説

外為法

外国為替及び外国貿易法の略称。日本と外国との間における「資金の移動」や「物・サービスの移動」等の対外取引や、居住者間の外貨建取引に適用される法律。平成10年(1998年)4月に抜本的に改正。それ以前は、日本の企業や個人(居住者)が、海外(非居住者)との取引や、他の日本の企業・個人と外貨取引を行おうとする時、多くの場合、許可や事前の届出が必要であった。改正後はこれらの届出が原則不要となり、資本取引の「事前届出・許可制」が原則として廃止された。現在は、経済制裁や一部の直接投資・技術導入に限って許可・届出を要し、対外取引を行った後に当該取引の内容を財務大臣や事業所管大臣等に事後的に報告する「報告制度」が基本。対象となるのは、資本取引(対外直接投資を含む)、役務取引、仲介貿易、対内直接投資等、技術導入契約の締結等、外国貿易(輸出・輸入)の6種類の対外取引と、これら取引を決済するための支払等(対外的な資金移動)。さらに具体的には、海外預金の保有(改正前は許可制)、対外貸借(改正前は事前届出制)、居住者間の外貨建て取引(改正前は許可制)、クロスボーダーの証券取引(改正前は事前届出制)、相殺・マルチネット等々の決済(改正前は許可制)などといった取引や行為が自由に行えるようになった。

居住者

国内に住所を有する個人または現在まで引き続き1年以上住所を有する個人を言う。特に外為法上では「本邦内に住所または居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人を言う。非居住者の本邦内の支店・出張所その他の事務所は、法律上代理権があるか否かにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす」と定義されている。

居住者(続き)

ただし、本邦に住所がありながら次のような場合には非居住者とみなされる。(イ)外国にある事務所(本邦法人の海外支店等及び現地法人並びに国際機関を含む)に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 (ロ)2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者、あるいは本邦出国後外国に2年以上滞在するに至った者 (ハ)イ、ロに当たる者で、事務連絡、休暇等のため一時帰国し、その滞在期間が6カ月未満の者。

外国人の場合は、原則として、その住所又は居所を本邦内に有しないものと推定し、非居住者として取り扱う。ただし、(イ)本邦内にある事務所に勤務する者 (ロ)本邦に入学後6カ月以上経過するに至った者については、その住所又は居所を本邦内に有するものと推定し、居住者として取り扱う。

法人については次のように取り扱う。(イ)本邦の法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所は、非居住者として取り扱う (ロ)外国の法人等の本邦にある支店、

プラント輸出

プラントとは、工場、機械、生産設備のこと。輸出しようとする物、製品について、その製造過程すべてを輸出すること。製品そのものを輸出するのではなく、製品を作るための技術、工場設備・施設を相手国にゆだね、丸ごと輸出。これにより、輸出相手国の雇用促進や技術開発の期待を高めるため、相手国の反対にあうことは少ない。ただし、輸出に当たっての調査、建設に膨大な時間がかかる、長期にわたる支払に伴い為替変動に左右される、というマイナス面もある。この点をカバーするためには、貿易保険に入るなどの備えが必要である。

貿易実務のツボ

発行：北陸銀行

国際部 国際業務推進グループ

〒930-8637 富山市堤町通り1-2-26

TEL: (076)423-7111(代表) FAX: (076)423-7561

E-mail:kokugyo@hokugin.co.jp